

奈良県営水道訓令第一号



奈良県水道局事務決裁規程（昭和四十二年四月奈良県営水道訓令第二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第三条中第二十七号を第二十八号とし、第十八号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「奈良県営水道企業管理規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第四号）」を「会計規程」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「前六号」を「第五号から第十一号まで」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 奈良県営水道会計規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第四号。以下「会計規程」という。）第七十二条の二の規定によるリース資産の取得に関すること。

「総務課長

第十条第二項の表中

広域水運用課長
事業管理課長
工務課長
を「総務課長」に改める。